

令和2年12月11日

保護者の皆様へ

坂出市立金山小学校  
校長 勝浦 隆史

新型コロナウイルス対策における「感染警戒期」への移行を受けて（お願い）

保護者の皆様におかれましては、日頃から新型コロナウイルス感染症対策に関しまして、ご理解と様々なご協力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、12月8日の香川県新型コロナウイルス対策本部会議において、12月9日以降は「準感染警戒期」から「感染警戒期」に引き上げられることが決定されました。つきましては、こうした状況をご理解いただき、ご家庭におかれましても以下のような内容にご留意され、感染防止対策の徹底につきましてご協力をお願いいたします。

感染警戒期における対策（12月9日以降）について

令和2年12月8日

（一部抜粋）

1. 県民への協力要請等（法第24条第9項）

（1）外出について

- 感染拡大地域（新規感染者数が5人以上/人口10万人/週を目安）への不要不急の移動については慎重に検討するよう協力要請。また、新規感染者数が15人以上/人口10万人/週の地域にあつては、特に慎重に検討するよう協力要請
- また、当該地域に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請
- 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力要請
- 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請
- 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請
- 施設や店舗等の利用、イベント参加の際、県が導入したLINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」を積極的に利用することを協力要請
- ※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があつた場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

（2）新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請
- 国の推奨を踏まえ、新しい生活様式や各種ガイドラインに沿って行われるものを除き、大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力要請

香川県

学校と家庭の連携が学校内での感染拡大防止のために必要であると考えています。新型コロナウイルス感染症から子どもたちを守り、安全・安心な学校生活を送ることができるようにご家庭におきましても「新しい生活様式」を踏まえ、裏面の「知事から感染警戒期における県民の皆様へのお願い ～県内で新規感染者の発生が拡大していることを受けて～」をご一読いただき、度重なるお願いで申し訳ありませんが、再度のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

知事から感染警戒期における県民の皆様へのお願い  
～県内で新規感染者の発生が拡大していることを受けて～

11月に入り、全国的に感染の急増がみられ、都市部では医療提供体制が逼迫しつつある状況になるなど、新規感染者数がこれまで春先、夏にみられた拡大の状況を超えて、感染が拡大しています。

本県においても新規感染者が連続して確認される状況となり、12月1日から昨日までの直近1週間で、27人の感染が確認されました。

また、本日、入院患者が30人を超える見込みとなり、本県が定める病床確保計画において、現時点で確保している即応病床90床の3分の1に達しました。このため、次のフェーズへの移行として、追加で38床の新型コロナウイルス感染症用の病床の準備を医療機関に要請することとしておりますが、医療提供体制への負担の増大が懸念され、厳しい状況となっています。

こうした状況は、もはや都市部の話だけではなく、本県においても、感染拡大が次の段階に移ったものと認識せざるをえない状況となっています。

本県では、9月12日以降、「準感染警戒期」として、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じつつ、社会経済活動の維持・回復に向けた取組みを行ってまいりましたが、この度の感染拡大を受け、香川県対処方針に基づき、本県での感染の拡がりや医療提供体制等を総合的に判断し、今後の感染拡大を防ぐため、明日、12月9日（水）から、警戒レベルを引き上げ、「感染警戒期」に位置づけることとします。

今回の「感染警戒期」においては、特措法第24条第9項に基づく協力要請とし、これまでの「準感染警戒期」における対応を徹底することを基本とした、別添の対策をとることとします。

対策のうち、外出については、これまで、直近1週間の10万人あたり新規感染者数が5人以上の感染拡大地域への不要不急の移動は慎重に検討するようお願いしてまいりましたことに加え、国のステージⅢに相当する直近1週間の10万人あたり新規感染者数が15人以上の地域への移動については、特に、慎重に検討するよう協力要請します。

また、これまでも繰り返し申し上げてまいりましたが、県民の皆様には、マスクの着用や大声での会話を控えること、手洗いや手指消毒、適切な換気など、気をつけていただきたい基本的な感染防止対策を改めて徹底していただくとともに、感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、感染リスクを下げながら楽しむ工夫をしていただくようお願いいたします。

事業者の皆様には、適切な感染防止対策を講じていただくこと、特に、飲食事業者の皆様には、対人距離の確保やパーティションの活用、適切な換気をはじめとする業種別ガイドライン等の徹底など、店舗等における感染防止策の確実な実践をお願いいたします。

県としては、これまでの間、国の「新しい流行シナリオ」を踏まえた医療提供体制、検査体制の整備を推進してまいりましたが、引き続き、感染事例に関する疫学的調査を積極的に進め、感染拡大防止に全力をあげるとともに、社会経済活動の維持・回復との両立を図るため、感染症に強い社会・経済構造の構築に向けた支援策を推進してまいりますので、県民の皆様には、お一人お一人が油断することなく、十分な警戒の下に行動していただくよう強くお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の患者さんやその御家族、そして、治療にあたっておられる医療従事者やその御家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありませんので、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようお願いいたします。

令和2年12月8日

香川県知事 浜田 恵 造